

平成17年度

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書提出の手引

（建設工専用）

独立行政法人 雇用・能力開発機構

独立行政法人雇用・能力開発機構の一般競争（指名競争）参加資格審査を希望する者は、この手引により申請手続きを行ってください。

平成17年度は、建築工事の定期受付(新規・更新)の年です。

電気設備工事・管工事及び昇降機設備工事については、随時受付にて対応いたしますが、**既に有効期間を平成18年3月31日までとする資格を有する者は、今回申請の必要はありません。**

なお、本申請により登録された名簿は、財団法人雇用振興協会においても使用されます。また、**当機構においては、土木一式工事、ほ装工事、防水工事、造園工事、内装仕上工事、電気通信工事、塗装工事等の受付をしておりません(登録できません)のでご注意ください。**

問 い 合 せ 先

〒231-8333

神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル21階

独立行政法人雇用・能力開発機構 経理部契約課

電話 045-683-1204、1202

問 い 合 せ 時 間

9時15分～12時、13時～17時30分

1 申請書を提出できない方

次の(1)～(4)に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

なお、建設業法第3条の規定に基づき許可を受けている場合でも、**建設業法の建設工事の種類が独立行政法人雇用・能力開発機構の業種区分に対応していない方(1ページの3業種区分及び等級区分の表を参照)や独立行政法人雇用・能力開発機構の業種区分に対応した建設業法の建設工事の種類について経営事項審査を受けていない方は、その業種の登録を希望することはできません**ので注意してください。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者
- (2) 過年度において、一定の不誠実な行為により一般競争(指名競争)参加資格を取り消された者で、その後、2年間を経過していない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けていない者

2 申請期間

(定期受付期間)

平成17年1月11日(火)から平成17年1月31日(月)まで

(随時受付期間)

平成17年2月1日(火)から次回の受付開始日(平成18年1月上旬を予定)の前日まで

3 業種区分及び等級区分

(定期受付業種：平成17年1月11日から平成17年1月31日受付分について)

資格有効期間：平成17年4月1日から平成19年3月31日まで

(申請資格の審査基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とします。)

当機構の業種区分	建設業法上の建設工事の種類(許可)	格付要件等
建築工事	建築一式工事(建)	経営事項審査の総合評点(P)により、等級区分及び格付けを行います。

(随時受付業種：平成17年2月1日以降受付分について)

資格有効期間：平成17年4月1日以降で有資格者とされた日から平成19年3月31日まで

ただし、電気設備・管及び昇降機設備工事の場合は平成18年3月31日まで

(申請資格の審査基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日とします。)

当機構の業種区分	建設業法上の建設工事の種類(許可)	格付要件等
建築工事	建築一式工事(建)	経営事項審査の総合評点(P)により、等級区分及び格付けを行います。 電気通信工事・水道施設工事はそれぞれ電気設備工事・管工事には含みません。
電気設備工事	電気工事(電)	
管工事	管工事(管)	
昇降機設備工事	機械器具設置工事(機)	経営事項審査の総合評点(P)により、順位付けを行います。なお、申請にあたっては、「 乗用エレベーターを自社にて製造し 設置する能力を有すること」を要件とします。

4 提出書類

別表（４ページ）の（１）から（３）の区分に応じ、次の注意事項に留意して記載してください。
（注意事項）

- （１） 提出書類は、記載洩れがないよう注意してください。また、虚偽の記載が判明した場合は、認定を取り消す場合があります。
- （２） 提出書類に記載する内容については、各様式ごとに定めのあるもののほかは、直前の審査基準日をもって記載してください。
- （３） 提出書類に記載する内容については、**黒のボールペンで記載**してください。

- （４） 申請者は、別表（４ページ）の提出書類一覧表の編さん順に従って**A4-S版フラットファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背面に「登録希望業種(建築工事、電気設備工事、管工事、昇降機設備工事)、会社名」を記入してください。(ファイルは何色でもかまいません。)**

は平成17年度の意

例 建築工事のみ希望の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 建築 建設（株）

- （５） **提出部数は、A4-S版フラットファイルに綴じたもの1部です。**1部で建築工事・電気設備工事・管工事・昇降機設備工事のうち複数種の申請が可能です。この場合、ファイルの表紙及び背面の業種記入の際は、希望する業種を複数記入してください。（ただし、建設コンサルタント業務・地質調査業務・物品製造等と併せて申請する場合は1部での申請はできません。これらの資格申請についてはそれぞれの参加資格審査申請書提出の手引を入手し、別に綴じて提出してください。）

なお、**平成16年度に電気設備・管・昇降機設備工事の参加資格を得た者で、平成17年度に建築工事の参加資格を申請する者は、電気設備・管・昇降機設備工事については申請を行う必要はありません。**建築工事のみの申請を行ってください。

- （６） 申請書類の受付の際には、記載内容や会社の業務内容について種々質問することがありますので、記載内容等について十分に説明できる方を申請書に記載する担当者としてください。
また、行政書士の方に申請を依頼される場合において、行政書士の方が当方の質問に答えられない場合が多く見受けられますので、行政書士の方が申請内容について十分に説明できるようご配慮ください。

5 提出方法等

- （１） 申請者は、独立行政法人雇用・能力開発機構経理部契約課契約第一係あて〔必ず**書留郵便等配達**の記録がわかる方式で(定期受付の場合、平成17年1月31日(月)当日消印有効)〕申請書を提出してください。

なお、持参による受付は行いません。

その際、**封筒のおもてには、申請する業種を朱書きしてください。**

例 建築工事のみ希望の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 建築希望

- （２） 主たる営業所（登記簿上の本店）が提出すれば、その他営業所（支店又は事務所等）は提出する必要はありません。

6 提出先及び問合せ先

〒231-8333 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8 日石横浜ビル21階 独立行政法人雇用・能力開発機構 経理部契約課 電話 045-683-1204、1202 問い合わせ時間 9時15分～12時、13時～17時30分

7 資格認定の通知

一般競争（指名競争）参加資格認定通知書により通知します。（有資格者と認定した日以降の発送となります。）

8 申請した事項の変更等の届出

申請書提出後に下記事項について変更があった場合は、速やかに別添の様式（変更届）により所要の書類を添えて提出してください。

なお、書類提出の際は業種及び登録番号を記入してください。また提出時に当機構と契約中であれば、その件名を変更用紙の右端にお書きください。

記

変 更 事 項	提 出 書 類	
本店の所在地、郵便番号（ 市町村合併の場合も含む ）、商号又は名称の変更の場合	変 更 届 （所在地・商号又は名称の変更の場合はふりがなをつけてください）	登記簿謄本 （写しでも可）
登録業種について、建設業法に基づく許可換えを受けた場合又は廃業した場合等		許可を証明できるもの （写しでも可）
電話番号及びF A X 番号に変更があった場合		-

別表

提出書類一覧表

(1) 会社・個人営業者の場合(1～4はA4版で統一し、穴をあけA4-S版フラットファイルに綴じてください)

編さん順	提出書類	注意事項
1	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書	5～6ページの記載要領に従って記載してください。
2	工事経歴書 (登録希望業種のみ)	様式下段の記載要領に従って記載してください。
3	経営事項審査結果通知書あるいは経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書(写)	7ページの(2)を確認の上添付してください。
4	納税証明書その3の3等(写)	7ページの(3)を確認の上添付してください。
ファイルに綴じずにクリップ等で挟み込む	一般競争(指名競争)参加資格認定通知書返信用封筒(封筒の大きさは長形3号)	申請者の住所、商号又は名称及び担当者名を記入し、 80円切手を必ず貼ってください。(封筒は、各自でご用意ください) 11ページ記入例参照

(注) 行政書士の方が本書類を作成した場合は、ファイルの余白に記名押印等をしてください。

(2) 事業協同組合の場合

特例扱いを希望する場合には、8ページの第2の1「**事業協同組合の特例扱いを希望する場合**」をご覧ください。

特例扱いを希望しない場合には、上記の「(1)会社及び個人営業者の場合」と同様です。

(3) 協業組合及び企業組合の場合

上記の「(1)会社及び個人営業者の場合」と同様の書類に加えて各組合員における「納税証明書その3の3等」を提出してください。

提出書類の記載要領

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)の記載要領

第1 会社・個人営業者の申請方法

1 申請書の作成方法

この申請書は、登記簿上の本店(本社)で作成して提出してください。従って、申請者は本店(本社)の代表者となります。**印鑑は代表者の代表者印のみを申請書に押印してください。**

- (1) 様式上、「 」に該当する項目については、一切記載する必要はありません。よって、「01 受付番号」「02 業者コード」の各欄は記載しないでください。
- (2) 「03 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (3) 「05 本社(店)住所」から「11 本社(店)FAX番号」迄の各欄は、次により左詰めで記載してください。

フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱ってください。

「05 本社(店)住所」は、申請書に添付する経営事項審査結果通知書あるいは経営規模等評価結果通知書/総合評定値通知書に記載された所在地としてください。当該通知書の審査基準日以降に所在地に変更が生じて**現在の所在地と当該通知書上の所在地とが一致しない場合(市町村合併による場合を含む。)**は、**必ず現在の所在地を証明できる書類(登記簿謄本の写し等)も添付して(ファイルの末尾に綴じて)ください。**

「05 本社(店)住所」欄での丁目、番地は、「 (ハイフン)」により省略してください。

なお、「05 本社(店)住所」欄の都道府県名を表す文字については、フリガナは記載しないでください。

(例)

ヨ	コ	ハ	マ	シ	ナ	カ	ク	サ	ク	ラ	キ		チ	ヨ	ウ
神	奈	川	県	横	浜	市	中	区	桜	木	町	1	1	8	

「06 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いてください。

なお、「06 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す略号については、フリガナは記載しないでください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	財団法人	社団法人
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)

(例)

コ	ヨ	ウ	ケ	ン	セ	ツ									
雇	用	建	設	(株)									

「07 役職」欄については、下記の役職名のうちから一つを選択して記載してください。

なお、代表者の役職については、フリガナは不要です。

・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長		
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	
・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長	・その他

「代表者氏名」欄及び「08 担当者氏名」欄での氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけてください。

また、「08 担当者氏名」欄には、申請者の職員のうち、申請内容を把握している方（当方からの当該申請についての質問に答えられる方）を記入してください。

(例)

コ	ヨ	ウ	イ	チ	ロ	ウ
---	---	---	---	---	---	---

雇	用		一	郎															
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「09 本社（店）電話番号」、「10 担当者電話番号」（必要があれば内線番号）欄及び「11 本社（店）FAX 番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないでください。

(例)

0	4	5		6	8	3		1	2	0	0								
---	---	---	--	---	---	---	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

- (4) 「12 登録希望業種」の欄については、今回登録を希望する業種すべてに を付けて下さい。
なお、登録希望業種は、当該業種に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業の許可を受けており、かつ、経営事項審査を受けているものに限られます。
また、昇降機設備工事については、乗用エレベーターを自社製造していなければ申請できませんのでご注意ください。

- (5) 「13 工事比率」の欄については、**今回管工事の登録を希望する方のみ記入してください。**
 管工事のうち、暖冷房工事の年間平均完成工事高が暖冷房工事及び給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高に占める割合、給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高が暖冷房工事及び給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高に占める割合を記載してください。
なお、経営事項審査対象営業年度の完成工事高が「0」である等、工事実績がない場合には、「0」と記入して下さい。

$$\text{暖冷房工事比率}[\%] = \frac{\text{（暖冷房工事の年間平均完成工事高）}}{\text{（暖冷房工事及び給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高）}} \times 100$$

$$\text{給排水衛生設備工事比率}[\%] = \frac{\text{（給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高）}}{\text{（暖冷房工事及び給排水衛生設備工事の年間平均完成工事高）}} \times 100$$

小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。

2 添付書類の作成方法

(1) 工事経歴書

この様式については、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。記載事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長して記載してください。このときには、様式の裏面に記載して差し支えはありませんが、表面にその旨を注記してください。

また、工事経歴書の作成にあたっては、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記載してくだ

さい。

なお、本様式は経営事項審査申請書に添付した工事経歴書の、最新のもの(直前1年分)の写しで代替することができます。

(2) 経営事項審査結果通知書あるいは経営規模等評価結果通知書 / 総合評定値通知書の写し

申請者が建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項による経営事項審査を申請し、国土交通大臣又は都道府県知事が審査を行ったときは、その結果を同法第27条の27第1項により申請者に通知することとされています。経営事項審査結果通知書あるいは経営規模等評価結果通知書 / 総合評定値通知書(以下『通知書』とします。)の写しとは、この申請者に通知されたものの写しをいいます。((4) の項参照)

なお、通知書の写しのかわりに経営事項審査申請書の写しを添付される方が見受けられますが、当機構では受理できませんのでご注意ください。

申請者は、以下に従って通知書の写しを添付してください。

資格審査を申請する際の経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ定期受付の場合、定期受付の申請書類提出期間終了日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。

具体的に言えば、**平成17年度定期受付の場合には**、申請をする日の直前に受けたものであって、かつ、**平成15年7月1日以降を審査基準日とするもの**でなければなりません。(平成15年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のものでなければなりません。)

随時受付の場合には、この経営事項審査は、申請をする日の直前に受けたものであって申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものでなければならないこととしています。(申請をする日の1年7月前までの決算日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合には、そのうち最新のものでなければなりません。)

申請した後に、新しい通知書の交付を受け、その差替えを願い出る方が見受けられますが、有資格期間内における差替えは一切受け付けておりませんのでご注意ください。

なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の通知書の写しをそれぞれ提出してください。

(3) 納税証明書

直前1年間における法人税又は所得税と、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書をいいます。((4) の項参照)

なお、この納税証明書が添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

申請者は、以下にしたがって納税証明書を添付してください。

納税証明書の様式

ア **国税**通則法施行規則別紙第8号書式その3の2 (**個人の場合**)

「**申告所得税と消費税及び地方消費税**」について未納の税額のないことの証明書

イ **国税**通則法施行規則別紙第8号書式その3の3 (**法人の場合**)

「**法人税と消費税及び地方消費税**」について未納の税額のないことの証明書

納税証明の対象

個人の場合は申告所得税と消費税及び地方消費税、法人の場合は法人税(**法人事業税ではないので注意**)と消費税及び地方消費税。よって、**都道府県税や市町村税等ではなく国税になりますのでご注意下さい。**

有効な納税証明年月日

証明年月日が **申請書提出時以前の3か月以内に発行**されたもの

(4) 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大であり、かつ、鮮明である写しに限り、写しによって差し支えはありません。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「05 本社(店)住所」欄については、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については日本語の訳文を添付してください。
- (3) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載してください。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の業種に係るものです。

第2 事業協同組合の申請方法

1 事業協同組合の特例扱いを希望する場合

事業協同組合の特例扱いを希望できる事業協同組合は、「中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）」に基づく事業協同組合で建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けている場合に限られます。

また、特例扱いは、事業協同組合の競争参加資格希望業種のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望業種（1ページ参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望業種についてのみ行います。

特例扱い希望の申し出については、申請書の「03 適格組合証明」欄下の余白部分に「特例計算希望工事」と朱書きしてください。「 工事」の部分には競争参加資格希望業種を入れます。

(1) 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。

審査対象者は、次の要件を満たしていることが必要です。この場合、審査対象者は10を超えることはできません。

なお、審査対象者の指定に当たっては、後記（4）に留意のうえ行ってください。

当該組合の組合員であること

当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること

当該希望業種に属する工事を施工することについて建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること

「申請書を提出できない方」(1ページ参照)に該当しない者であること

(2) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望する場合には、次の書類を提出してください。様式が定められているものは、所定の様式で提出してください。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

工事経歴書

通知書の写し

納税証明書その3の3等

審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

役員名簿

組合員名簿

各審査対象者の次に掲げる書類

イ 各審査対象者における納税証明書その3の3等

ロ 各審査対象者における通知書の写し

- 1 上記書類の通知書の写しについては、7ページをご覧ください。
- 2 上記書類の納税証明書その3の3等については、7ページをご覧ください。
- 3 については、任意の様式で差し支えはありません。
- 4 2以上の希望業種について特例扱いを希望する場合で、すべての希望業種の審査対象者が同じでないときは、次のような審査対象者一覧表を提出してください。この場合は、「審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類」を提出する必要はありません。

(記載例)

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する希望業種		
	商号又は名称 代表者氏名	住所 電話番号	建築工事	電気設備工事	管工事
	建設(株) 代表取締役	市..... Tel			

「特例扱いを希望する希望業種」の欄の「」は当該希望業種の審査対象者であること、「」は、当該希望業種の審査対象者ではないことを表します。

(3) 申請した事項の変更等の届出

変更等の届出

申請書類の提出後又は有資格業者と認定された後3ページの変更等の届出事由が生じたときのほか、事業協同組合の特例扱いを希望する場合で、次に該当するときは、速やかに登録先(2ページの提出先参照)にその旨を一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届により、変更等の届出をしてください。この場合、届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨であるときには、更新された官公需適格組合証明書の写しを併せて提出してください。

なお、官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格証明の更新を受けた旨

の届出が無い場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

- ア 審査対象者が審査対象者の要件（８ページ参照）に該当しなくなったとき
- イ 審査対象者の住所、電話番号、商号、又は名称及び代表者氏名に変更があったとき
- ウ 官公需適格組合証明が取り消されたとき
- エ 官公需適格組合証明の更新を受けたとき

官公需適格組合証明の内容が更新された場合等の取扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望業種のうち、特例扱いを希望する希望業種について行うこととしています。

なお、次の場合には資格の認定を変更することがあります。

- ア 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき
- イ 官公需適格組合の証明が取り消されたとき
- ウ 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき
- エ 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後１月以内に更新を受けた旨の届出がないとき

(4) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項

事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり事業協同組合自体の経営内容等に加え審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定に当たっては、特例扱いを希望する希望業種ごとに、十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

2 事業協同組合の特例扱いを希望しない場合

５ページから８ページまでの提出書類の記載要領にしたがって記載してください。
また、記載する内容は、事業協同組合自体のものとしてください。

第3 協業組合及び企業組合の申請方法

５ページから８ページまでの提出書類の記載要領にしたがって記載してください。
また、記載する内容は、協業組合及び企業組合自体のものとしてください。

返信用封筒記入例

封筒のサイズにご注意ください。長形4号(長さ20.5cm×9cm)サイズは、通知書が入りきらない場合もありますのでご遠慮ください。

表裏面とも、記載があれば記入方法は問いません。(手書き、印刷、シール貼付等何でも可)

返信用封筒(長形3号:長さ23.5cm×幅12cmサイズ)

